



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成23年9月1日
第217号

発行責任者 支部長 鈴木 朋 宏
編集責任者 副支部長 鈴木 勝
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社

支部研修旅行 写真コンテスト



第一席 吉田俊雄 会員 “あと一息”

ロンドン 輪舞曲

サッカーの女子ワールドカップドイツ大会で、なでしこジャパンが初優勝した。

日本時間未明の試合が多かったので、私がリアルタイムにテレビで見たのは、決勝の米国戦だけだった。過去24戦して1回も勝ったことがない強豪相手なので、あまり期待して見始めたわけではなかった。延長に入って、米国の選手に2点目のゴールを決められた時は、敗戦を覚悟した。ところが、延長残り3分で澤選手が芸術的(?)なシュートを決めて、同点に追いつき、PK戦で見事に勝利した。

東日本大震災、先行き不透明な政局など暗い話題が多い中で、今回の優勝は、被災地の住民にも勇気と希望を与える快挙といつてよいだろう。

聞くとところによると、昨季のなでしこリーグの平均観客数は、千人未満であり、他の仕事で生計を立てている中心選手も少なくないようである。

政府や企業の財政的支援があてにならない現状では、サポートする個人の増加がマイナー(?)なスポーツの振興に不可欠であろう。

そのために、実際にスタジアムに足を運んで、彼女たちを応援しよう。敵味方関係なく、素晴らしいプレーには声援を送り、ラフプレーにはブーイングを浴びせよう。

9月初めからロンドンオリンピック出場をかけたアジア最終予選が中国で行われる。今回の優勝で油断することのないよう、引き続き彼女たちを応援したいものである。

(梅本 君明)

昭和税務署幹部挨拶



昭和税務署長 柴田 仁史

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、日ごろから税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜

っておりますことに厚く御礼申し上げます。

昨年7月に昭和税務署長として着任以来、皆様方には一年間大変お世話になりました。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

貴会におかれましては、租税教室への講師派遣、確定申告期間中における無料税務相談所の開設及び年金説明会などの各種説明会の開催、更には確定申告電話相談センターへの派遣など、多大な税務支援をいただいております。心より感謝申し上げます。

さて、私ども国税職員の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」こととあります。この使命を皆様からの理解と信頼のもとに果たすため、税務行政の運営に当たり、①納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるように、サービスの充実に努める、②納税者の権利利益の保護を図りつつ、適正な調査・徴収を行う、③国税庁の様々な取組を分かりやすくお知らせするとともに、各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政を改善することなどを基本的な考え方として、様々な取組を行っています。

特にe-Tax(国税電子申告・納税システム)につきましては、納税者にとって利便性の高い申告・納税の手段である一方、私どもにとりまして事務の効率化に資するものであることから、その普及及び定着を最重要課題の一つとして引き続き積極的に取り組んでいるところであります。これまでも様々な機会にお話しておりますとおり、国税関係手続の「オンライン利用拡大行動計画」で示された平成25年度末における重点15手続の利用率65%という目標を達成のためには、皆様方のお力添えが不可欠です。私どもといたしましては、本年度は、とりわけ重点手続における申告等件数の大半を占めている所得税申告をはじめと

した個人の各手続の利用拡大のため、「個人の自宅等からのe-Tax利用に向けた取組」を積極的に推進したいと考えております。そのためには、給与所得者、年金所得者など税理士等の指導を受けずに確定申告書を書面で提出している方をe-Tax利用へ案内する取組が必要と考えております。税理士の皆様方におかれましては、関与先法人の従業員やその家族の申告、無料税務相談所などでの積極的な利用につきましても、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、書面添付制度につきましては、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであり、また、税理士の皆様方の社会的立場の向上にもつながる制度であると認識しており、引き続きその普及・定着を図っていく必要があると考えております。

そのためには、一人でも多くの税理士の皆様方が書面を添付し、当局と税理士の双方が制度の趣旨・考え方を十分理解し、共通認識を持つことが重要となります。

私どもといたしましても、研修等を通じて各職員に制度の内容をより一層周知・徹底し、適正・円滑な執行を図ることとしておりますので、税理士の皆様におかれましても、引き続き、「一人一税目一件添付」の推進及び添付書面の記載内容の充実に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、名古屋税理士会昭和支部及び会員の皆様方とは、これまで以上に相互の信頼と協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋税理士会昭和支部のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。



筆頭副署長

西谷 正博

総務、個人・資産課税を担当します西谷でございます。

前事務年度は昭和署の個人特官部門で調査を担当しておりました。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私ども税務当局の課せられた使命を果たせるよう努めてまいります。

皆様方にはe-Taxの更なる普及拡大及び確定申告に関する事務等いろいろお願いすることも多いかと思いますが、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

.....



副署長

高木 幸康

名古屋国税局徴収部国税訟務官室からまいりました高木でございます。管理運営事務と徴収事務を担当いたします。前任者同様、よろしくお願いいたします。

管理運営事務につきましては、本事務年度におきましても、納税者の方々の利便性の向上に資するため、また、効率的な事務処理体制を構築するために内部事務一元化の円滑な定着に取り組んでまいり所存でございます。徴収事務につきましては、滞納整理の促進及び滞納の未然防止に取り組んでまいります。名古屋税理士会昭和支部のみなさまにおかれましては、滞納の未然防止につきまして、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

.....



副署長

田畑 晶司

東京国税局課税第二部法人課税課からまいりました田畑でございます。

法人課税を担当いたします。

昭和税務署のみならず名古屋国税局管内での勤務は初めてであり、重責に身の引き締まる思いがいたしますが、前任者同様によりしくお願いいたします。

当局の使命であります「適正・公平な税務行政の推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、e-Tax及び書面添付制度の更なる普及・拡大には皆様方のご支援が必要不可欠でございます。本事務年度も積極的な取り組みを重ねてお願い申し上げます。



筆頭特別国税徴収官

海野 芳央

磐田税務署からまいりました海野(うんの)と申します。滞納整理を担当いたします。

大口・悪質滞納事案に対しては、厳正に対処するほか、国民の皆様の関心が高い消費税滞納については特に力を入れてその滞納残高の圧縮に取り組んでまいります。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、「期限内納付」・「滞納の未然防止」につきまして、なお一層のお力添えをお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(個人)

佐伯 陽一

刈谷税務署からまいりました佐伯でございます。昭和税務署の勤務は初めてですが、よろしくお願いいたします。

調査を通じまして先生方にお会いすることになりますが、「適正公平な課税の実現」に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....

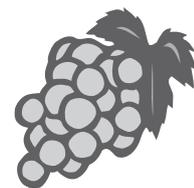


筆頭特別国税調査官(資産)

渡邊 功

当署3年目となります渡邊でございます。引き続き相続税などの調査事務を通じまして皆様方には何かとお世話になりますがよろしくお願いいたします。

資産家の多い当署の相続税などの調査を通じまして「適正・公平な課税の実現」に努めてまいりたいと考えております。調査事務は皆様方のご理解、ご協力があつての事務となりますことから、今後とも、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。





筆頭特別国税調査官（法人）
竹内 和康

静岡税務署からまいりました竹内でございます。
昭和税務署は、昭和62年から平成3年にかけて勤務した思い出深い署であります。

特別国税調査官という立場で、調査を通じて名古屋税理士会昭和支部の皆様方にお会いすることになりますが、「適正・公平な課税の実現」に向け努力する所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



徴収第一部門
垣本 政文

岐阜南税務署からまいりました垣本でございます。
昭和税務署での勤務は初めてとなりますが、前任者同様によりしくお願いいたします。

徴収事務を担当しておりますが、私ども徴収部門では滞納の未然防止に向けて「期限内納付指導」に積極的に取り組んでいるところでございます。
名古屋税理士会昭和支部の皆様方におかれましても、各関与先納税者の期限内納付指導につきまして、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総務課長
清水 良樹

名古屋国税局課税第一部個人課税課からまいりました清水でございます。
当署勤務は初めてであると共に、与えられた重責に身の引き締まる思いがいたしますが、前任者同様によりお願いいたします。

今後も、「納税者サービス」や「適正・公平な税務行政の推進」に配意した運営に努めていく所存でございます。

また、e-Taxにつきましては、名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、昨事務年度においても大変ご協力いただきましたが、本年も、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



個人課税第一部門
小田 享伸

磐田税務署からまいりました、小田でございます。当署勤務は初めてであり、重責に身が引き締まる思いがいたしますが、前任者同様に宜しくお願い申し上げます。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、e-Tax普及に向けてのご支援、あるいは、確定申告書の早期提出など、今後も、いろいろとお願いすることも多いかと思っておりますが、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



資産課税第一部門
白川 敬史

沼津税務署からまいりました白川でございます。
当署は20年振りの勤務で、当時はまだ事務官でしたが調査に飛び回っていたことを懐かしく思い出しました。第一統括官として再び勤務することとなり、重責に身が引き締まる思いがいたします。

今後とも、関係法令の適正な適用、的確な調査・指導の実施などに努めてまいりますので、名古屋税理士会昭和支部の皆様にはより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



管理運営第一部門
矢澤 昇

豊田税務署からまいりました矢澤でございます。よろしくお願いいたします。

管理運営部門では納税、納税証明の発行、文書收受といった窓口関係事務や申請書・申告書の入力事務等の内部関係事務を担当しております。私どもとしましては、親切・丁寧な窓口対応はもちろんのこと、適切な納税者サービスを提供すべく努力していく所存でありますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



法人課税第一部門
片野坂 聡

半田税務署からまいりました片野坂でございます。
昭和税務署での勤務は、昭和54年に初めての赴任地として勤務して以来になり、非常に懐かしく思っております。

本年度から書面添付制度については、法人課税第一部門の統括官が署の窓口担当となります。名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、特に「書面添付制度の定着」について、いろいろとお願いすることが多いと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

名古屋税理士会の小川会長と大橋副会長との対談

去る6月17日の名古屋税理士会の第55回定期総会において、昭和支部から小川令持会員が会長に、大橋裕志会員が副会長となりました。そこでお二人に現在の心境などを大いに語って頂きました。



名古屋税理士会
会長 小川 令持

- と き：平成23年7月11日(月)
- ところ：名古屋税理士会昭和支部事務局
- 出席者：名古屋税理士会 会長 小川 令持
同 上 副会長 大橋 裕志
- 同席者：支部長 鈴木 朋宏
副支部長 岡部 豊生
同 上 鈴木 勝
広報部長 上原 久子
同 上 杉野 嘉則
同 上 星加 雅伸



名古屋税理士会
副会長 大橋 裕志

——— 最初に会長として2期目の抱負をお聞かせ願えますか。

小川 まずは今回の企画ありがとうございます。本会総会でもお話しさせて頂いた通り、根本的には「誇りを持てる税理士制度の確立」という事です。これは、私が第1期目の会長に立候補させて頂いた時から思い描いていたところです。

最近の若手の税理士の中には、我々の職業は軽視されていないかと考える先生もみえるようですが、そのような事はなく、我々の仕事は誇りを持てるものであるという当初からの基本方針を、一步でも二歩でも前に進めていきたいと思っています。

——— では副会長の抱負はいかがですか。

大橋 基本的には副会長として、会長を補佐し、名古屋税理士会の会務をより充実したものにしていきたいというのが大きな目標です。また、選挙公報で掲げた三つの公約の通り、第一に会員の意見を聞き、集約してそれを基に会務を進めて行きます。また正しい情報を正確かつ迅速に皆様に提供するように努めて行きます。第二に効率的な会務運営に努め、第三に税理士制度の維持・発展並びに税理士の地位向上に努めて行きます。大きな項目ですので、出来る所から一つずつやって行こうと考えています。

——— 日税連関係についてお聞きしたいのです

が、まだ総会がこれからという事なので、日本税理士連合会の副会長、また、日本税理士政治連盟幹事長として、今期を振り返ってお話を聞かせて頂けますか。

小川 実感としては、後にも少し触れようと思いますが、我々を取り巻く環境はもの凄い速さで動いているという事を感じております。そして同時に、ますます多方面に目を向け、耳を傾けていかななくてはならないという思いがあります。

また、政治連盟の幹事長としては、自民党政権から民主党政権になるに伴い、環境が大きく変わり、相当な困難はありますが税理士会の要望が受け入れられやすくなりました。しかし、逆にその分だけ責任も重くなり、言いつ放しではいけないのが現状です。

国税通則法の改正に関して、納税者に厳しくなるような改正の問題点や土地建物等の譲渡損失の損益通算廃止の対策に、また、法人税法第35条「特殊支配同族会社の役員給与の損益不算入」規定の廃止に対して税理士会は大変な努力をして参りました。その他、欠損金繰越控除制限問題等々、様々な問題の対策に向けて交渉を重ねて地道な活動を行い、成果を挙げる事ができ手ごたえはありました。

政治連盟の幹事長の職務は継続的な部分があり、それ以前の動きを知っていないといけません。当初、幹事長のお話を頂いた際は心配もしましたが、先輩にいろいろ相談させていただき何とか務まっ

います。



大橋 小川会長が日税連の副会長、日税政の幹事長をされている関係上、名古屋税理士会会員は情報をいち早く聞くことができ、我々会員は多大な恩恵を受けているといえます。

——— 名古屋税理士協同組合の理事長としての取り組みについてお聞かせ願えますか。

大橋 協同組合は非常に多くの事業活動を行っています。また、お付き合いしている各提携企業等の団体は相当数あり、今現在一つ一つ勉強しながら全体像を掴もうとしている段階です。理事長に就任して約一か月半が過ぎ思った事は、協同組合の事業活動を組合員等一人一人に知って頂きたいという事です。例えば人間ドッグの補助金制度、葬式の際の恩典などです。提携企業も多くあり、組合員等個人や事務所また顧問先にとっても有益となる活動をしている事を知って頂き、是非利用して頂くためにアピールしていきたいと思っております。また、図書の無料配布、研修会の開催など組合員等への直接的な還元はもとより、間接的には本会や支部への助成等財政的な支援などを行っていることも知っていただき、支部会員の皆さんには組合活動に積極的に参加・協力をお願いしたいと思います。

——— 税理士業界を取り巻く状況についてお話しいただけますでしょうか。

小川 規制改革の流れの中で資格士業に対する全面的な見直しが継続的にありますが、去年の12月から資格に関することが中断していますが、無くなったわけではありません。

最も指摘されているのは、いわゆる資格の垣根を下げて参入を多くするという点です。規制改革会議は、『資格者』が劣悪なサービスを高い料金で行っており、競争原理が働いていないのではないかとい

う問題意識を持っていました。

それから、税理士会の強制入会制といわゆる業務の無償独占の問題です。無償独占不要論はありますし、強制入会制についても自分たちにはメリットが無いという会員はいます。

ただ、それは今の状況に甘えているだけであろうし、会員のためというよりは国民のための制度であると思います。資格自体、資格者のためにあるよりは国民のためにあるという原点から考えれば必要なものです。今年の4月に公認会計士法改正案で提案され廃案となった『企業財務会計士』構想も国民のニーズがなかったことが、根本にあると思います。

もうひとつ、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)ができました。政府見解によれば、現在はサービスには適用しないということですが、本当はトータルでの考え方ですから常にその動向を注視し、対策をたてていくべきです。

従って、現在すすめている税理士法改正については、論点として「税理士の業務の問題」・「資格取得の問題」・「信頼性確保の問題」に大きく分けられますが、やはり国民からの信頼が根本であろうと思っています。

——— 会員としては日頃ほかの単位会と接することがあまりありませんが、役員を務められているお二方が何か名古屋税理士会の特徴などお気づきの点がありましたらお話しいただけますでしょうか。



大橋 他の単位会と違い、名古屋会の会議はすべて税理士会ビルで行われています。皆さんはそれを当然と思っているかもしれませんが、他の単位会では部・委員会などの会議の際に一堂に会して全体会議が行われるのは、年に1回か2回ぐらいと聞いています。地域的なことがあります。例えば東海会をみても尾鷲から下田までありなかなかな難しいようです。名古屋会だけではないかもしれませんが、常

に会議が税理士会ビルで行われることは、考えてみれば画期的だと思います。一堂に会することにより活発な意見交換も出来、本会と支部との連携もスムーズに行われます。この利点は生かすべきだと思います。

また、支部の事情などもありますが、2年の任期ごとにほとんどの部・委員会の構成員が変わることも特徴といえるかもしれません。それだけ世代交代がうまく行っているともいえますし、裏を返せばそれだけ人材がいるともいえます。

小川 地域差は大きなものがあり、例えば近畿会は支部の数が80を超えていて、一番少ない支部は会員数が4人で会員はすべて役員でしょうね。北海道会では札幌に会員の75%くらいが集中していて、一税務署一支部の原則どおりにできなくて、2つの税務署で1つの支部がある地域もあるようです。

税務援助の面においても、東京会においては、離島が多く税理士がいないので、飛行機を利用しています。沖縄も同様ですが、受託ですと予算の関係で旅費が足りないこともあり、東京会では受託を断って離島については独自に税務援助を行っています。こういったことは名古屋会では考えられないことです。

大橋 協同組合からみると、名古屋会は系列団体に協同組合があり1税理士会1協同組合になっていますが、そうでないところも多くあります。例えば近畿会には12の協同組合があります。

——— 東海会と名古屋会の分けについて、歴史的な背景がわかればお願いします。

小川 昭和55年の税理士法改正のときに正確に事務所所在地で管轄区域が分かれるようになりました。なぜ2つに別れたかということとは定かではありませんが、線引きについてはだいたい今のところで分けすると会員数が同じになるということのようです。しかしながら、ひとつの県が2つの税理士会に分かれているのは理解されないし、最近税理士会の大きなテーマである社会貢献については県等の行政との話しはしづらいつつありますが、東海会とのパイプはしっかりできていますから、心配はありません。

——— 昭和支部執行部へ望むことがありましたらお願いします。

大橋 昭和支部は、名古屋会の中でも、バランスがとれた支部であると思います。会員の年齢層も幅広く、税理士法人数も適度にあり、開業事務所数では名古屋会でもっとも多いと認識しています。様々

な条件を適度に持ち合わせておりバランスのとれたいい支部です。そういった支部の特色を生かして、積極的な活動を行っていただきたいというのが私の意見です。

——— 若手の会員へ夢と希望のメッセージをいただけませんか。

小川 税理士の平均年齢は高齢化社会といわれるなかでも現実的にはそれほど高くはありません。全国的にも60歳を切っています。そういう意味では若手先生にはビジネスチャンスになっているかもしれません。将来、バラ色とまでは言えませんが信頼のおけるきちんとした仕事をしていけば、この資格の成り立ちから言って、必ずお客さんは出来ると思います。

大橋 とにかく若い会員同志で友達をつくるのが一番だと私は申し上げています。一人で孤立することなく支部例会等にも積極的に出席して、先輩会員や同世代の会員に積極的に話しかけるなどして、会員同志お互いに情報交換をしていただきたいと思います。

学生時代の友達より、税理士の友人の方が身近で、付き合いは永くなると思います。お互いに意見交換や情報交換をし、切磋琢磨すべきと思います。私が支部長のときは、支部活動に積極的に参加する様にお願ひしました。

——— 本日はどうもありがとうございました。これからのお二人の益々のご活躍をご祈念申し上げます。



【取材を終えて】

1時間ほどの取材時間でしたが、昭和支部、名古屋税理士会、日本税理士連合会等とそれぞれの立場は違いますが会務の重要性を改めて認識致しました。一会員として支部活動等を通じて仲間を作り意見を出し合い積極的に参加したいと思いました。

7月の支部研修

(平成23年7月15日開催)

I 「震災特例法等について」 (個人関連)

講師：昭和税務署 個人課税第四部門
小椋 正平 上席国税調査官



1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

平成23年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について東日本大震災により生じた損失(以下「事業用資産の震災損失」という。)については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。

この場合において、平成21年分から青色申告をしている方は、平成22年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災損失も含めて、平成21年分の所得に繰戻して所得税の還付請求をすることができる。

ちなみに東日本大震災には本震、余震の他に長野県北部の地震、静岡県東部地震及び福島原発事故を含むことに留意する。

2. 純損失の繰越控除

事業用資産の震災損失を有する方の平成23年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができる。

①保有する事業用資産等に占める事業用資産の震災損失の割合が10分の1以上である方

イ. 青色申告の場合

平成23年分の純損失の金額

ロ. 白色申告の場合

平成23年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額

②上記①以外の方

事業用資産の震災損失による純損失の金額

上記は、平成23年分のみ適用であり、上記以外の青色申告の純損失、変動所得及び被災事業用資産の損失は通常の3年間の繰越控除であること、また、従来の雑損控除とはどちらかの選択となることに留意する。

3. 申告、納付期限の延長

申告、納付期限の延長については地域指定と個別指定がある。

東日本大震災における地域指定は平成23年3月15日付で青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を指定して行われている。うち青森県と茨城県については、その期限を平成23年7月29日とされ、困難な場合は個別指定の申請が必要となる。

4. 義援金等について

震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度となるが、震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額及び震災関連寄附金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度となる。

また、震災関連寄附金のうち「社会福祉法人中央共同募金会の『災害ボランティア・NPO活動サポート募金』として直接寄附した義援金等」と「認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金」は特定震災指定寄附金として、寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除の適用を受けることもできる。この税額控除の適用を受ける場合には、特定震災指定寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度となり、税額控除額は、その年分の所得税の額の25%相当額が限度となる。

寄附金控除の適用を受けるには、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を支出したことが確認できる書類の添付か提示が必要である。

特定震災指定寄附金について、税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除の適用を受ける旨の記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及び特定震災指定寄附金を受領した法人が、当該寄附金が被災者支援活動の資金に充てられるものである旨等の記載をした受領証を添付する必要がある。

(法人関連)

講師：昭和税務署 法人課税第四部門
加藤 宏昌 上席国税調査官



法人が、被災した従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、損金の額に算入される。自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等についても同様である。

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入される。ただし、被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金は交際費等として取り扱われる。

また、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金等の債権を免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入される。

II 「研修受講管理システム」について

講師：前名古屋税理士会研修部
今枝 清会員



3月に配布された「研修受講記録管理支援システム操作マニュアル」についての説明があった。これまで毎年4月に研修受講カードを書面にて提出していたが、今後はこのシステムにより自動で受講が管理されるので書面で提出する必要がなくなる。この導入の背景には研修受講カードの提出率の向上が挙げられる。また、現在は努力義務である研修受講の完全義務化になった場合にも補完できるシステムとしての側面も挙げられる。

研修受講管理システムは名古屋税理士会のホームページからログインすることができる。ここでは研修受講の履歴を確認することができる。また制限研修等を追加したり、研修の申込をすることもできるようになっている。

(研修部 西澤 洋介)



相談所だより



税務相談員
中尾 奈央

皆様、こんにちは。平成23年4月より昭和税務相談所の相談員を担当させていただいております、中尾奈央と申します。

昭和税務相談所では、各相談員が10名程度の担当を持ち、あらかじめ決められた日程に基づいて相談者の方々に対し税務支援業務を行っております。

すでにまとめられた資料等に基づいて即時に申告支援を行う確定申告期の無料税務相談とは異なり、年間を通じて、限られた時間の中で記帳から申告まで幅広く支援を行うという相談所の業務に、新任の私は「限界があるのでは」と不安を募らせておりました。

第1回相談日当日、落ち着かずドキドキしながら相談者の方々をお迎えいたしましたが、お会いして話をさせていただくうちに、不安よりも今後に対する期待の方が大きくなり、相談者の方々について、もっと知り最善を尽くしたいと思うようになりました。

手書きで帳簿をつけられている方も、会計ソフトで帳簿をつけられている方も、「一応こんな感じで帳簿をつけているのですが…」と謙遜なさるのですが、その目は自信に満ち溢れてキラキラしており、実際に帳簿を拝見させていただくと、こちらの想像をはるかに超える正確な記帳がなされておりました。

さらに新任の私に対し、事業内容、特別な取引、最近の状況等についてとても要領良くご説明やご

質問をいただき、相談者の方々にリードしていただく形で(笑)、6月と7月の相談日を無事に終えることができました。

これもひとえに、前任の相談員と相談者の方々の努力の賜物であると敬服いたしております。前任の相談員と同様に、相談者の方々の状況を正確に把握し、より適切な税務支援を行うことができるよう、今後努力していきたいと思っております。

さて、7月より昭和税務相談所のもう1つの業務である新規記帳指導が始まりました。

こちらは、各相談員が7名程度担当を持ち、年5回(不動産所得の方は年3回)記帳指導を中心に申告まで支援を行う国税庁からの受託業務です。

「帳簿なんてつけたことがない」又は「簡易帳簿しかつけていない」という新規記帳指導対象者の方々ですが、「帳簿をつけたい」「会計ソフトを導入したい」「65万円控除をしたい」「申告書も作りたい」と皆様とても意欲的で、大変嬉しく思っております。

つい熱中しすぎてしまい、時間を忘れて延長してしまうこともしばしばございますが、ひとまず「帳簿をつけるって楽しい。」と指導対象者の方々に言っていただけよう、さらに奮闘していきたいと思っております。

確定申告期などの繁忙期はゆとりを持たずに悩むこともあるかもしれませんが、相談員という有意義で貴重な経験をさせていただけますことに喜びを感じております。そして昭和税務相談所の業務を通じて、私自身も大きく成長していけたらと思っております。

最後にこの場をお借りいたしまして、税務支援対策部の相談員及び事務局の方々に多大なるお力添えをいただいておりますことを、心より御礼申し上げます。

new members



日進1班

廣瀬 貴司

はじめまして、この度名古屋中支部から転入して参りました廣瀬貴司と申します。以前は中区伏見で開業しておりましたが、入居ビルの閉館に伴い、日進市の香久山に事務所を移転しました。今回の移転は、我が地元に戻ってきた～という感じです。というのも、日進市は私の育ったところで幼少時代(昔は日進町といいました。)から今日まで住み続けている街なのです。毎朝、私の事務所の前を後輩たちが元気に通学して行きます。

前の事務所は車で1時間程かかっていましたが、現在は車で10分もかかりません。天候が良くて外出予定がない時は、日頃の運動不足を解消するため自転車で通勤することもあります。同じ道を通っても車とは違った視界が広がり、いまだに新しい発見がたくさんあります。

税理士を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています(特に税理士に限ったことではありませんが)。この長いトンネルはいつまで続くのでしょうか。でも、出口がきっとあることを信じ、前向きな姿勢で日々の業務をしていきたいと思っています。今後も日々研鑽を積んで関与先様のニーズに的確にお応えし、この大不況を共に乗り切っていけたらなと思っています。

まだまだ、昭和支部のことはよく分かりませんが、初めて支部に伺った時は非常にアットホームな感じを受けました。今後は支部会務にできるだけ協力していきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



瑞穂1班

水谷 佳美

皆様はじめまして、名古屋中村支部より5月1日に転入し、昭和支部に入会させて頂きました水谷佳美と申します。

この度、10年勤めた税理士法人を退職し、独立させて頂きました。独立後も業務内容にさほど変化はありませんが、気持ちの面では、クライアントに対する言動の責任の重さを日々感じながら仕事をしております。

ここ数年、クライアントの経営者と接して感じることは、経営者には相談相手があまりいないということです。そのため、税理士は、弁護士より敷居が低く、身近な存在に思われており、親しくなると、税務会計だけでなく、事業の方向性、事業承継(時に廃業)、銀行対応、労務、法務、家庭のことなど、社長の話し相手として、相談範囲が多岐にわたっています。

また、税理士はクライアントから報酬を頂きながら、時には厳しい助言・指導をしなければならず、自身の人間力を高め、かつコミュニケーション力が重要だと思っています。この複雑な経営環境の中で日々刻々と変化する時代に乗り遅れることなく、自分自身を日々研鑽し、経営者のよき相談相手であり、パートナーとなるように精進していきます。

私生活では、独立により自分の時間が増え、2歳になる息子と接する時間が多くとれるようになりました。以前から悩まされていた息子のアトピーが少し改善し、また、会話が増え、一人の人としての成長を日々感じています。

まだまだ知識・経験共に未熟者ではございますが、何卒皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

new members



昭和15班

小木曾 良

はじめまして。新しく昭和支部に入会しました小木曾良です。

名古屋生まれの名古屋育ちです。もっと詳細にご説明しますと、生まれが昭和区の鶴舞で、その後東区の筒井、中区の栄に引っ越しをし、現在再び昭和区の御器所に戻ってまいりました。一時は東京で仕事をしていたと思っていた時期もありますが、今ではやはり名古屋が一番ということで、名古屋で骨を埋めようと思っております。

前職は大手税理士法人で資産税を中心に業務をしておりました。2年勤めた後、周りの援助もあり、今年の5月に独立開業することとなりました。前職が資産税に強い事務所だったということもあり、相続税の税制改正(見込)も追い風となり、相続を中心に事務所運営をしていこうと考えております。

趣味は音楽と飲みに行くことです。音楽はR&BやHIP HOPのアップナンバーを中心に聞いたり、踊りに行ったりしております。飲みに行くのは主に週末で、自分でイベントや合コンを主催して、ワイワイやりながら飲むのが大好きです。もし、同じ趣味の方がいらっしゃいましたら、お気軽にお声かけください。

こんな私ですが、どうぞよろしく申し上げます。



平成23年度 支部旅行写真コンテスト結果報告



平成23年7月4日(月) 10:00より昭和支部事務局にて上記写真コンテストの厳正なる審査が行われた結果、第一席吉田俊雄会員の「あと一息」をはじめ、以下のように決定しました。なお、毎回優秀作品を出展していただきます三品会員・谷高会員には、特別賞を授与させていただきました。

表彰は平成23年7月15日(金)ルブラ王山において開催された夏季懇話会の席上にて行われ、各作品を披露させていただきました。

入賞作品を本支部報にてご紹介します。また、今回素晴らしい作品を多数出品して下さいました会員の皆様にはお礼を申し上げますとともに、次回の旅行でもカメラを持参し、思い出の作品を是非ともご出展いただきたいと思っております。

また広報部では、支部報に掲載する写真も随時募集しております。旅先での絶景、不思議な風景、日常の風景など、皆様からの作品をお待ちしております。



- 第一席 吉田俊雄 会員
「あと一息」
- 第二席 大澤雅治 会員
「水面 -善通寺の堀-」
- ” 成田芳一 会員
「瀬戸大橋」
- 佳作 岡部豊生 会員
「善通寺 五重塔」
- ” 稲垣 正 会員
「走る坊ちゃん電車」
- 特別賞 谷高範昭 会員
「帰路の絶景 -金刀比羅宮 大門より-」
- ” 三品 智 会員
「坊っちゃん湯」

【7月月例集会】

平成23年7月15日(金) 午後4時より ルブラ王山

(昭和税務署より連絡事項)

1. 売上・仕入・費用及びリベート等に関する資料の提出について
2. 納付困難な事情がある関与先の納税相談について
3. 財産を時効の援用により取得した場合の申告について
4. 特別還付金支給制度について
5. 「適用額明細書」の作成及び提出に係る協力要請について
6. 被災した土地の評価方法について

(支部より連絡事項)

会計部：支部会費収納状況について

研修部：研修会の案内について
バーコードシール配布について

広報部：写真コンテストのお礼について

総務部：事務局夏期休暇について
メール訃報連絡について
役員名簿について

【支部よりお知らせ】

・9月月例集会及び研修会のご案内

平成23年9月9日(金) 名古屋市天白文化小劇場

月例集会 午後1時30分より

研 修 会 午後2時30分より

「税理士の懲戒について ～非違事例を中心に～」

講師：名古屋税理士会 綱紀監察部 部長 二ノ宮 将彦氏

・研修受講記録管理支援システムについて

本年度より導入した「研修受講記録管理支援システム」につきましては、トラブルもなく順調に稼働しております。これも偏に会員の皆様方のご理解ご協力のおかげと感謝申し上げます。

当システムは研修時の受講時間が自動的に記録されますので、当然のことながらご本人による提示が必要になり、代理による受付はできませんので、会員皆様のご理解いただき、ご活用していただきたいと存じます。

・ホームページのご案内 <http://www.showa-z.com/>

支部ホームページは随時更新しております。一度ご覧になって下さい。

・原稿執筆・写真提供のお願い

支部報は皆さまからの原稿により成り立っております。掲載する原稿・写真を随時募集しておりますのでお気軽に広報部までご連絡ください。また、広報部より依頼させて頂いた折には宜しくお願い致します。

【編集後記】

今年も毎日暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

例年この時期は特に体調管理には気を使いますよね。何か良い健康法はお持ちですか？

私は自宅の部屋で踏み台昇降運動なるものを始めてみました。高さ20cm程度の箱に乗ったり降りたりするだけなのですが、両手に500gのダンベルを持ってやってみると、これが結構良いんです。

まだ連続で10分程度しか出来ませんが、1年後両手、両足にさらなる筋肉がついていることをひたすら祈る次第です。

(広報部 星加 雅伸)

支部研修旅行写真コンテスト



第二席 大澤雅治 会員
“水面—善通寺の堀—”



第二席 成田芳一 会員
“瀬戸大橋”



佳作 岡部豊生 会員
“善通寺 五重塔”



佳作 稲垣正 会員
“走る坊ちゃん電車”



特別賞 谷高範昭 会員
“帰路の絶景—金刀比羅宮 大門より—”



特別賞 三品智 会員
“坊っちゃん湯”